

訪問看護重要事項説明書

1 事業の目的

合同会社 KSGrowth（以下「事業者」という。）が設置する訪問看護ステーションシルエット（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。また、居宅にて主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

2 指定訪問看護の運営の方針

指定訪問看護の事業は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うものとする。指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこととする。指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこととする。特殊な看護等については、これを行わない。各項のほか、「高槻市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年高槻市条例第54号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

3 合同会社 KSGrowth の訪問看護事業の概要

(1) 事業所の名称、所在地等、看護師の勤務体制

事業所名	訪問看護ステーションシルエット
所在地	大阪府高槻市上牧南駅前町3番39号
介護保険事業所番号	2760990537
管理者	村田 英策
通常の事業の実施地域	<大阪府>高槻 島本町<京都府>大山崎 長岡京 向日 京都
連絡先	(電話) 072-668-7163 (FAX) 072-668-7163

※京都府向日市サテライト（京都府向日市寺戸町久々相8-9）

(2) 訪問看護ステーションの職員体制 正看護師=6名 職務内容=従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(3) 営業日のご案内

営業日：月曜日から金曜日まで

休日：土曜日、日祝日、8月13日～8月15日 12月29日～1月3日まで

4 訪問看護サービスの内容

(1) 訪問看護計画書の作成及び利用者またはその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示書及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する

ための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成しその主要な事項について、利用者またはその家族に説明するものとする。

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護

- 1) 健康状態の観察.把握.評価
- 2) 病状の観察.評価
- 3) 障害の観察.評価
- 4) 服薬自己管理方法の助言.指導.援助
- 5) 病状自己管理方法の助言.指導.援助
- 6) 日常生活自立方法の助言.指導.援助
- 7) 療養生活や介護方法の助言.指導.援助
- 8) リハビリテーション
- 9) その他医師の指示による医療処置

(3) 訪問看護報告書の作成と主治医への提出

(4) 必要に応じて保険医療福祉サービスと連携する。

5 利用料金

(1) 利用料金について

指定訪問看護を提供した場合、健康保険法などに規定する基本利用料の支払いを利用者から受けるものとする。具体的な利用料は別紙訪問看護料金表の通り。

(2) 利用料金の支払い方法

利用者の所定の口座から口座振替にて利用料金を支払えます。利用料は1か月単位とし振替日はサービス提供した翌月の26日となります振替後の訪問日に領収書をお渡しします。(例)4月の利用料は5月26日のお振替となります。

(3) キャンセル料

訪問予定日の前営業日までにご連絡をいただければ、予定サービス変更等対応できます。

ご連絡をいただく場合	キャンセル料
前日 17 時までにご連絡をいただいた場合	不要
当日、訪問までのご連絡の場合	利用料の半額(5割相当額)
訪問までにご連絡のない場合	利用料の全額(10割相当額)

※急な入院などの場合には、キャンセル料は発生しません。

(4) 交通費について

通常の事業実地地域においては請求しません。超える範囲での交通費は往復距離で10km未満は200円、10km以上20km未満は400円、20km以上は500円とします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談ください。重要事項説明後に訪問看護計画を作成しサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合、利用者がサービス提供地域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合等は、1週間前までに通知いたします。

③自動終了（以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービス終了します。）

- ・利用者が介護保健施設や医療施設に入所または入院した場合
- ・サービスを休止して3か月以上経過した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④その他

- ・入院・入所等により1か月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合、利用者には他の利用可能な時間や曜日を提示し、改めて調整させていただきます。
 - ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会的通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・サービスの提供を中止する場合
- (1) 利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、催告したにも関わらず1か月内に支払われない場合。
 - (2) 利用者やご家族の方などが、当ステーションや職員に対してサービスを継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。
 - (3) 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合（速やかに当ステーションに申告してください。）
 - (4) 雪や台風による天候不良時には、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合。
 - (5) ご利用者様が体調の優れない場合は、ご家族又は緊急連絡先に連絡し、適切に対応いたします。

7 ご利用にあたってのお願い

- ・保険証などについて、初回利用時、毎月の初回訪問時、保険書等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。
保険証や医療受給者証等の書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- ・サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意、ご了承ください。
看護師等は、年金の管理、金銭の取り扱いなどは致しません。
看護師等に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ・第三者評価は実施しておりません。

8 サービス内容に関する相談・苦情

訪問看護ステーションシルエット (高槻事業所・京都府向日市サテライト)	電話 072-668-7163 受付時間 月曜日～金曜日 9時30分～17時00分まで (土、日、祝日、12月30日～1月3日までを除く) 担当 村田 英策
大阪府国民健康保険団体連合会	電話 06-6949-5309 受付時間 平日 9時～17時
社会保険診療報酬支払基金	電話 06-6375-2321 受付時間 平日 9時～17時

